

福島県郡山市砂欠山メガソーラー発電所に係る環境影響評価方法書  
に対する知事意見

1 総括的事項について

- (1) 環境影響評価を行う際は、可能な限り最新の知見及び評価手法を採用すること。  
また、予測及び評価を行うに当たっては、できる限り定量的な手法を用いること。
- (2) 環境影響評価を行う過程において、新たに変更要因が生じた場合は、必要に応じて選定した項目及び手法等を見直すとともに、調査、予測及び評価を追加して行うなど適切に対応すること。
- (3) 対象事業について、住民等への説明を分かりやすく丁寧に行うこと。
- (4) 対象事業実施区域及びその周辺の環境の保全に最大限配慮した土地造成、太陽光パネル設置、発電所の維持管理等の計画とし、環境影響評価準備書（以下、「準備書」という。）で具体的に示すこと。

2 調査、予測及び評価の手法について

(1) 大気環境

騒音及び振動の発生施設の配置計画を準備書で具体的に示し、当該施設からの騒音及び振動による対象事業実施区域周辺への影響について調査、予測及び評価を行うこと。

(2) 水環境

ア 造成工事及び調整池や排水経路等の設計要素、降雨強度等の資料を十分に検証し、降雨の影響について予測及び評価を行うこと。

また、河川等の管理者と十分に協議し、適切な雨水時対策及び濁水対策を実施すること。

イ 対象事業実施区域周辺では、山域でかん養される水を生活用水や農業用水として利用していることを十分に考慮するとともに、土地の改変や森林の伐開による地下水及び湧水の濁りや水量への影響が想定される場合は、適切な措置を実施すること。

ウ 対象事業実施区域及びその周辺に工事事務所、休憩所等を設置する場合は、生活排水対策を適切に実施することとし、準備書で具体的に示すこと。

(3) 地形及び地質

土地造成計画の策定に当たっては、台風や集中豪雨等の気象条件、崩落や地すべり等の災害の可能性を十分に考慮して調査、予測及び評価を行うこと。

(4) 動物、植物及び生態系

ア 対象事業実施区域及びその周辺は自然豊かな地域であり、希少な生物が生息している可能性があるため、動物、植物及び生態系について、調査の範囲、地点、期間、調査方法等を適切に設定して調査、予測及び評価を行うこと。

なお、猛禽類については、「猛禽類保護の進め方（改定版）」（平成24年12月環境省自然環境局野生生物課）に基づき、対象事業実施区域周辺も含め調査を実施すること。

イ 鳥類についても夜間調査を実施すること。

(5) 景観

ア 「郡山市景観づくり基本計画」（平成17年3月郡山市）の基本方針を遵守し、太陽光発電施設設置により自然景観を極力損なわないよう、景観の保全に十分に配慮すること。

イ 対象事業実施区域に近接する集落や道路、遠方の県道29号線等の道路を眺望点として設定し、視認の可否を含めた景観の変化の調査、予測及び評価を行うこと。

ウ 太陽光パネル設置計画を策定する際には、太陽光パネルの反射光による対象事業実施区域周辺及び遠方からの景観への影響について調査、予測及び評価を行うこと。

(6) 廃棄物等

伐採木等の工事で発生する廃棄物の発生量、再利用する量及び用途を準備書で具体的に示すこと。

なお、劣化した太陽光パネルの処理についてもあらかじめ検討すること。

3 その他

(1) 送電線等の設置計画について具体的に準備書で示し、当該設備の設置により環境への影響が想定される場合は、適切な措置を実施すること。

(2) 本意見に関する措置を講じるに当たっては、必要に応じ関係機関と協議を行うこと。

